



山形県公報

平成22年10月15日（金）
第2186号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 有害図書類の指定……………（青少年・男女共同参画課）…1099
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（置賜総合支庁福祉課）…1100
- 障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る
事業所の名称の変更……………（同）…1101
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（村山総合支庁農村計画課）…同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（庄内総合支庁農村計画課）…同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（同）…1102
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁北村山建設総務課）…同
- 同……………（最上総合支庁建設総務課）…1103
- 同……………（同）…同
- 道路の区域の決定……………（置賜総合支庁建設総務課）…1104
- 県道の供用の開始……………（同）…同
- 建設業者に対する営業停止の処分……………（置賜総合支庁西置賜建設総務課）…同
- 公共測量の実施の通知……………（用地課）…同
- 土砂災害警戒区域の指定……………（砂防・災害対策課）…1105
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………（同）…1106

公 告

- 屋外広告物講習会の実施……………（都市計画課）…1107

告 示

山形県告示第809号

山形県青少年健全育成条例（昭和54年3月県条例第13号）第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成22年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

（図 書）

指定 番号	題 名	図書コード等	発 行 所 等	指 定 の 理 由
141	週漫スペシャル10月号	14411-10	（株）芳 文 社	○著しく青少年の性的感情を刺激しその健全な育成を阻害するおそれがある。
142	miniパラ10月号	08493-10	（株）竹 書 房	
143	百花繚乱おんな道	50627-22	（株）小 池 書 院	

144	My Pure Lady 謎の女愛子/出会いから激しく	50179-65	(株) 双 葉 社
145	透明社員 絶景!! ㊟スポット攻略♡編	50034-31	(株) 少年画報社
146	特選恋愛ファイル ㊟ひと夏の体験 夏に花咲く危険な愛	50525-19	(株) 芳 文 社
147	㊟女の事件簿 ベストセレクション 美しき女編	50525-20	(株) 芳 文 社
148	ラブプレイ1 ミミ☆モエ	ISBN978-4 -7755-1538 -9	(株)オークラ出版
149	ラブプレイ2 ド☆ヘンタイ	ISBN978-4 -7755-1554 -9	(株)オークラ出版
150	㊟人妻ざかり満貝づくし	57620-21	(株) 竹 書 房
151	男の快樂 お色気温泉 混浴温泉SP	44654-78	(株) 宙 出 版
152	ナックルズSPECIALアンタタッチャブル	04878-10	ミリオン出版(株)
153	禁じられた男と女 浮かれる人妻編	52778-51	(株) 日 本 文 芸 社
154	特選恋愛ファイル ㊟ナイショ恋愛 秘密のラブホ日記	50524-43	(株) 芳 文 社
155	実録 私を抱いた芸能人	44651-34	(株) 宙 出 版
156	新・幸せの時間 ㊟	50179-55	(株) 双 葉 社
157	山崎大紀の本当にあったHな話 人妻裏風俗完全マニュアル!	57962-96	(株) ぶ ん か 社

山形県告示第810号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
特定非営利活動法人ちっちゃな町工場 米沢市福田町一丁目3番69号	特定非営利活動法人ちっちゃな町工場 米沢市駅前二丁目2番56号	就労継続支援（B型）	20名	平成22.10.1

山形県告示第811号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害者支援施設を次のとおり指定した。

平成22年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害者支援施設設置者の 名称及び主たる事務所の所在地	施設の名称及び所在地	施設入所支援以外 の施設障害福祉 サービスの種類	入所定員	指定年月日
社会福祉法人めぐみ会 鶴岡市茅原町26番地27号	障害者支援施設 恵風園 鶴岡市羽黒町川代字向山 136番地 1	生 活 介 護	施設入所支援 50名 生活介護55名	平成 22. 9. 27

山形県告示第812号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス 事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所の名称及び所在地		障 害 福 祉 サービスの 種類	変更年月日
	変 更 前	変 更 後		
社会福祉法人めぐみ会 鶴岡市茅原町26番地27号	知的障害者更生施設恵風 園短期入所	障害福祉サービス事業 (短期入所・恵風園)	短 期 入 所	平成22. 10. 1
	鶴岡市羽黒町川代字向山136番地 1 号			

山形県告示第813号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、村山北部土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成22年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	加 藤 國 洋	尾花沢市中町 4 番 3 号

山形県告示第814号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、今野川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成22年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	丸 山 光 平	鶴岡市羽黒町荒川字西田157番地
同	今 井 善 一	同 字水沢127番地
同	小 南 勇 一	同 上野新田字中台 4 番地
同	阿 部 清	同 仙道字聖宮 7 番地

同	丸 山 幸 一	同	荒川字西田72番地
同	榎 本 義 郎	同	後田字東93番地
監 事	今 井 眞 一	同	川代字向山310番地
同	丸 山 治 吉	同	野田字白山39番地
同	岡 部 正 昭	同	荒川字宮東81番地

山形県告示第815号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、今野川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成22年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	丸 山 光 平	鶴岡市羽黒町荒川字西田157番地
同	小 南 勇 一	同 上野新田字中台 4 番地
同	阿 部 清	同 仙道字聖宮 7 番地
同	榎 本 義 郎	同 後田字東93番地
同	丸 山 廣 美	同 荒川字鉢巻95番地
同	遠 藤 一 郎	同 字水沢125番地
監 事	成 澤 勝 一	同 川代字向山763番地
同	日 向 三 郎	同 字川代山873番地
同	佐 藤 伊 佐 夫	同 荒川字白山51番地

山形県告示第816号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成22年10月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成22年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 東根長島線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
村山市大字河島元杉島字舟久保266番1から 同 大字名取字草伊賀3330番117まで		旧	41.0 <small>メートル</small> }	<small>メートル</small> 1,808
			5.0	
村山市大字河島元杉島字舟久保266番1から 同 大字名取字長谷地3332番16まで		旧	64.0 <small>メートル</small> }	<small>メートル</small> 840
			16.0	
村山市大字河島元杉島字舟久保266番1から 同 大字名取字草伊賀3330番121まで		新	41.0 <small>メートル</small> }	<small>メートル</small> 1,902
			5.0	
村山市大字河島元杉島字舟久保266番1から 同 大字名取字草伊賀3330番121まで		新	64.0 <small>メートル</small> }	<small>メートル</small> 1,695
			15.0	

山形県告示第817号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成22年10月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成22年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 平田鮭川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡鮭川村大字佐渡字曲戸下600番37から 同 字鶴田野1995番1まで		旧	29.0 <small>メートル</small> }	<small>メートル</small> 370
			7.0	
同	上	新	69.0 <small>メートル</small> }	同 上
			13.0	

山形県告示第818号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成22年10月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成22年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 平田鮭川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡鮭川村大字佐渡字曲戸下600番37から 同 字鶴田野2175番27まで		旧	12.5 <small>メートル</small> }	<small>メートル</small> 117
			11.0	
同	上	新	15.0 <small>メートル</small> }	<small>メートル</small> 99
			13.0	
同	上	新	35.0 <small>メートル</small> }	<small>メートル</small> 117
			15.0	

山形県告示第819号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成22年10月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成22年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 米沢環状線
- 3 敷地の幅員及びその延長

区 間	敷地の幅員	延 長
米沢市万世町片子468番4から	90.0 <small>メートル</small>	<small>メートル</small>
同 字梓山街道南5434番1まで	27.0	562

山形県告示第820号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成22年10月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成22年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 米沢環状線
- 2 供用開始の区間 米沢市万世町片子631番2から
同 641番6まで
- 3 供用開始の期日 平成22年10月15日

山形県告示第821号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成22年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 処分をした年月日
平成22年10月8日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号 大河内産業有限会社
 - (2) 主たる営業所の所在地 西置賜郡小国町大字増岡928番地
 - (3) 代表者の氏名 舟山 健
 - (4) 許可番号 山形県知事許可（般-17）第600325号
- 3 処分の内容
建設業の営業の全部について、平成22年10月27日から同月29日までの3日間の営業の停止
- 4 処分の原因となった事実
大河内産業有限会社が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第32条第1項第1号の規定により、また、同社の役員が同法第25条第1項第15号の規定により罰金刑に処せられたことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

山形県告示第822号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
山形市北部
- 2 公共測量を実施する期間

平成22年11月1日から平成23年3月31日まで

3 作業の種類

公共測量（水準測量）

山形県告示第823号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大沢川	別紙図面のとおり	土石流
幕井沢－2	別紙図面のとおり	土石流
東沢	別紙図面のとおり	土石流
楯岡沢5	別紙図面のとおり	土石流
楯岡沢6	別紙図面のとおり	土石流
須摩沢1	別紙図面のとおり	土石流
須摩沢2	別紙図面のとおり	土石流
小松沢－1	別紙図面のとおり	土石流
小松沢－2	別紙図面のとおり	土石流
笛田沢1	別紙図面のとおり	土石流
笛田沢2	別紙図面のとおり	土石流
楯岡沢4	別紙図面のとおり	土石流
天上沢	別紙図面のとおり	土石流
深沢－2	別紙図面のとおり	土石流
樽石－1	別紙図面のとおり	地滑り
樽石－2	別紙図面のとおり	地滑り
湯野沢－1	別紙図面のとおり	地滑り
湯野沢－2	別紙図面のとおり	地滑り
湯野沢－3	別紙図面のとおり	地滑り

湯野沢－4	別紙図面のとおり	地滑り
湯野沢2－1	別紙図面のとおり	地滑り
湯野沢2－2	別紙図面のとおり	地滑り
湯野沢2－3	別紙図面のとおり	地滑り
湯野沢2－4	別紙図面のとおり	地滑り
岩野	別紙図面のとおり	地滑り
北楯－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
北楯－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
馬場1－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
馬場1－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
外宿－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
外宿－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
湯沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
天神－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
天神－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
鶴ヶ町	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
新山	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに村山市役所において縦覧に供する。

山形県告示第824号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大沢川	別紙図面のとおり	土石流

幕井沢－2	別紙図面のとおり	土石流
東沢	別紙図面のとおり	土石流
須摩沢1	別紙図面のとおり	土石流
小松沢－1	別紙図面のとおり	土石流
小松沢－2	別紙図面のとおり	土石流
天上沢	別紙図面のとおり	土石流
深沢－2	別紙図面のとおり	土石流
北楯－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
北楯－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
馬場1－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
外宿－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
外宿－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
湯沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
天神－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
天神－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
鶴ヶ町	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
新山	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに村山市役所において縦覧に供する。

公 告

山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号）第22条第1項の規定により、屋外広告物講習会を次のとおり実施する。

平成22年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 講習会の日時及び場所

- (1) 日 時 平成22年11月18日（木）午前9時から午後5時まで
平成22年11月19日（金）午前9時から午後4時30分まで
- (2) 場 所 山形市あさひ町23番69号（社）山形県測量設計業協会 2階

2 受講手続

受講申込書を平成22年11月4日（木）までに山形市松波二丁目8番1号山形県県土整備部都市計画課県土づくり担当に提出すること。

なお、講習手数料として4,000円を、受講申込書に山形県収入証紙をちょう付して納付すること。

3 その他

詳細については、県土整備部都市計画課県土づくり担当 電話023(630)2430に問い合わせること。